

ホームアンテナFT (4G LTE) の利用に係る規約

ソフトバンク株式会社

第1章 総則

第1条 (規約の適用)

本規約は、ソフトバンク株式会社 (以下「当社」といいます。) がフェムトセル小型基地局 (第2条 (定義) 第2号で定義します。) を設置するにあたり遵守していただく事項等について定めます。

ホームアンテナFT (4GLTE) (以下「本サービス」といいます。) は、4G通信サービス (第2条 (定義) 第1号で定義します。) の電波状況改善を目的として、お客様の電波改善希望場所に当社のフェムトセル小型基地局を設置するものです。

2 当社は、当社 Web サイトに変更後の本規約を予め掲載し、公表することにより本規約を変更することがあります。その場合には、本サービスの提供条件は変更後の規約となります。

第2条 (定義)

本規約で使用する用語の定義は以下の通りとします。なお本規約に定義のない用語は、当社4G通信サービス契約約款で定義するものとします。

- (1) 「4G通信サービス」とは、4G通信網を使用して当社又は当社の指定する特定役務提供者事業者 (本規約では「株式会社ジャパンネットネット」を指します。) が提供する電気通信サービスをいいます。
- (2) 「フェムトセル小型基地局」とは、フェムトセル機器をBBサービスと接続して4G通信網と伝送交換することにより極小の4G通信サービスエリアを作り出す基地局をいいます。
- (3) 「フェムトセル機器」とは、フェムトセル小型基地局を構成し、4G通信サービスの電波を発する機能を有する当社が貸与した機器をいいます。
- (4) 「小型基地局設備」とは、以下の機器を総称します。
 - ・フェムトセル機器
 - ・フェムトセル機器が4G通信網と伝送交換する際に接続するBBサービス
 - ・フェムトセル機器がBBサービスに接続する際に使用する当社が貸与した接続機器
- (5) 「フェムトセル機器等」とは、以下の機器を総称します。
 - ・フェムトセル機器
 - ・フェムトセル機器がBBサービスに接続する際に使用する接続機器のうち、当社がお客様に貸与する接続機器 (光BBユニット/回線終端装置 (ONU)、LANケーブル等)
- (6) 「BBサービス」とは、本規約別表記載の推奨ブロードバンド回線事業者、またはこれら以外のブロードバンド事業者・ISP事業者が提供する、フェムトセル小型基地局の運用が可能なブロードバンド回線サービスをいいます。
- (7) 「回線終端装置」とは、ブロードバンド回線の終端場所に設置される光BBユニット/回線終端装置 (ONU) 等の機器をいいます。
- (8) 「利用契約」とは、本規約に基づきお客様と当社との間に締結される契約をいいます。
- (9) 「お客様」とは、当社に利用契約を申し込んだ方及び当社と利用契約を締結した方をいいます。
- (10) 「設置工事」とは、フェムトセル機器等を設置 (設定を含みます。) し電源を入れる作業をいいます。
- (11) 「撤去工事」とは、利用契約が終了した場合に、フェムトセル機器等を撤去する作業をいいます。
- (12) 「工事等」とは、電波状況及び設置場所の調査、フェムトセル機器の設置工事、撤去工事、再設定並びにフェムトセル機器の保守、改良、交換その他必要となる作業をいいます。
- (13) 「工事施工会社」とは、当社より依頼を受け、フェムトセル機器の工事等を行う会社・団体をいいます。
- (14) 「設置場所」とは、お客様が当社に、フェムトセル機器等を設置する旨届け出た住所をいいます。

第2章 利用契約の成立等

第3条 (利用契約の申込み)

お客様は、当社所定の方法により申込みを行うものとします。なお法人のお客様が申し込む場合は、当社が求める書類の提出を要するものとします。

2 お客様は、以下の各号のいずれかに該当する場合に申込みできます。また、第1号または第2号に基づき申し込む場合は、対象となる4G通信サービスにかかわる契約 (以下、「申込時4G契約」といいます。) を当社に届け出るものとします。

- (1) 個人名義で4G通信サービス (4GLTE プリペイドサービスを除きます。) を契約しているお客様
 - (2) 法人名義で4G通信サービス (4GLTE プリペイドサービスを除きます。) を契約しているお客様。なお設置場所は、事業用建物だけでなく、役員及び従業員の自宅など居住を目的とした建物でも構いません。
 - (3) 4G通信サービス (4GLTE プリペイドサービスを除きます。) を契約していない法人のお客様。ただし設置場所が、居住以外を目的とした建物の屋内であり、当社が定める基準以上の4G通信サービスの利用が見込める場合に限りです。
- 3 お客様は、以下の各号の条件をすべて満たす場合に申込みできます。
- (1) 前項第1号及び第2号のお客様が、申込時4G契約について、本サービスの利用契約を未だ締結していないこと。
 - (2) 前項第1号及び第2号のお客様が、申込時4G契約について、本サービス以外の電波状況改善を目的とする契約を当社と締結していないこと。
 - (3) 前項第1号の場合、お客様が満18歳以上であること。
 - (4) お客様が、電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられた場合は、その執行を終わり又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過していること、及びお客様が無線局の免許又は登録の取消しを受けた場合は、その取消し

の日から2年を経過していること。

4 お客様は、本サービスを申し込む場合、当社規約「ホームアンテナFT (4GLTE) の運用管理に関する規約」に同意するものとします。

第4条 (設置場所等の条件)

フェムトセル機器等の設置場所は、以下の各号の条件をすべて満たすことが必要です。

- (1) 土地に定着した建物の中であること。
- (2) 医療施設/医療福祉施設又は引火性物質取扱施設の中に設置する場合は、お客様は予め以下の事項に同意していること。また、お客様が当該施設の管理者 (以下「施設管理者」といいます。) でない場合は、お客様自らの責任で施設管理者に以下の事項を説明して、施設管理者の同意を得ていること。なお、お客様と施設管理者の間の同意の有無及び内容に関しては、当社ではなくお客様が一切の責任を負うものとし、
<医療施設/医療福祉施設の場合>
 - ・お客様 (以下、本号においては施設管理者を含みます) は、当該施設内のフェムトセル小型基地局を設置する場所をマークや標識で明示するなどの方法により自らの責任と判断において指定し、当該施設内での携帯電話使用可能エリア及び使用禁止エリアを当該施設の関係者及び利用者に周知するほか、当該施設内の携帯電話の使用について責任をもって管理すること。
 - ・お客様は、当該施設内での携帯電話及びフェムトセル小型基地局の電波が医療機器に及ぼすリスクについて「医療機関において安心・安全に電波を利用するための手引き (電波環境協議会)」等により理解していること、及び当該リスクについてはお客様が責任を負い、当社に対しては責任を問わないこと。<引火性物質取り扱い施設の場合>
 - ・お客様は、当該施設内での関係者及び利用者による携帯電話の利用可否を判断したうえで、当該施設内の危険物への引火その他火災等の恐れがない場所をフェムトセル小型基地局の設置場所として自らの責任と判断において指定し、関係者及び利用者に対し適切な管理及び指示を行うこと。
 - ・お客様は、当該施設内にフェムトセル小型基地局を設置することによる引火その他火災等のリスクについて責任を負い、当社に対しては責任を問わないこと。
- (3) 当社が工事等のために立ち入ることが困難な場所でないこと。
- (4) フェムトセル機器等の設置工事を行うことが可能な場所であること (フェムトセル機器等をBBサービスに接続できる場所であること、フェムトセル機器等に電源供給が可能なことを含みます。)
- (5) 設置場所となる建物にお客様以外に所有者その他利害関係人がある場合、お客様が予め当該利害関係人から、設置工事につき同意を得ていること。
- (6) 高温多湿等によりフェムトセル機器の動作に影響を及ぼすおそれがないこと。
- (7) 4G通信サービスの電波状況改善が必要であり、かつフェムトセル機器が電波状況改善に有効な場所であること。
- (8) フェムトセル機器等の設置により他のお客様の通信に影響を及ぼすおそれがないこと。
- (9) 設置場所で、フェムトセル機器が設置されていないこと。
- (10) 設置場所で、フェムトセル機器以外の電波状況改善を目的とした当社提供機器が設置されていないこと。
- (11) 法令上の規制を満たすこと。
- (12) 大使館及び米軍基地でないこと。
- (13) 以上各号のほか当社が別途定める条件を満たすこと。

第5条 (BBサービスの条件)

設置場所においてBBサービスが開始している場合は、当該BBサービスは、以下の各号の条件をすべて満たすことが必要です。

- (1) BBサービスを提供するブロードバンド事業者が、フェムトセル機器の接続を許可すること。
 - (2) BBサービスを提供するブロードバンド事業者の他のサービス等に支障をきたさないこと、及びそのおそれがないこと。
 - (3) BBサービスが開始された住所が、設置場所と同一であること。
 - (4) BBサービスに接続された回線終端装置又は同装置に接続されたHUBやルーターのイーサネットポートに空きポートがあること。
 - (5) BBサービスの通信速度、パケットロス、通信遅延その他の事項が当社所定の基準を満たすこと。
 - (6) 以上各号のほか当社が別途定める条件を満たすこと。
- 2 第1項のBBサービスがお客様名義で開始されている場合、お客様は当社規約「ホームアンテナFT (4GLTE) に係る通信回線利用等に関する規約」に同意するものとします。またお客様は、BBサービスが定額制サービスでない場合、フェムトセル小型基地局経由の通信もBBサービス通信量に算入され、ブロードバンド事業者からの料金請求の対象となることに同意するものとします。
- 3 第1項のBBサービスが第三者名義で開始されている場合、お客様は当該第三者より前項の同意を得るものとします。

第6条 (利用契約の承諾)

当社は、以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込みが第3条 (利用契約の申込み) から第5条 (BBサービスの条件) までの条件を満たさない場合、又は満たさないおそれがある場合
- (2) 申込みの際の届出事項又は提出書類に、虚偽の記載、誤記、記載漏れ又は不提出等の不備がある場合
- (3) お客様が当社又は特定役務提供者事業者が提供するサービスに係る債務の支払を遅延している場合、又は遅延するおそれがある場合
- (4) お客様が過去に当社若しくは特定役務提供者事業者が提供するサービスに係る契約に違反したことがある場合、又は現に違反している場合
- (5) 申込みを承諾することが、当社に技術上又は業務上著しい支障がある場合
- (6) 以上各号のほか当社が申込みを承諾することが適当でない場合

- 前項にかかわらず、申込みが第3条（利用契約の申込み）第3項第2号及び第4条（設置場所等の条件）第10号の一方若しくは双方を満たさず、他の条件をすべて満たしている場合は、お客さまが利用契約成立後相当期間内に電波状況改善を目的とする既存の契約を解約することを条件に、当社は申込みを承諾することができるものとします。この場合、お客さまは当該条件を遵守するものとします。
- 前二項にかかわらず、申込みが第3条（利用契約の申込み）第3項第2号及び第4条（設置場所等の条件）第10号の一方若しくは双方を満たさず、他の条件をすべて満たしているとき、既存の契約がホームアンテナFTサービスの場合は、当社は申込みを承諾することができるものとします。この場合、お客さまは当該条件を遵守するものとします。

第7条（利用契約の成立）

利用契約は、当社がお客さまの申込みを承諾した時に成立します。

- 当社は、必要と判断した場合には、本人確認書類等申込みに際しての届出事項を証する書類等の提示を求めることができるものとします。

第3章 設置工事等

第8条（設置場所への立ち入り等）

当社は、予めお客さま又は設置場所における同居者若しくは管理者の了承を得た上で、工事等のため設置場所に立ち入ることができるものとします。

- お客さまは、合理的な理由がない限り、当社の立ち入りを了承し、設置場所の同居者及び管理者に了承させるものとします。また、合理的な理由があった場合においても、法令上緊急に立ち入る必要がある場合には、当社の指示に従っていただくものとします。

第9条（設置工事及び費用）

お客さまは、当社がフェムトセル機器等を設置場所に発送してから相当期間内に、設置工事を行わなければならないものとします。ただし以下の各号のいずれかの場合は、設置工事は当社が行います。

- 設置場所に開通しているBBサービスが別表記載の推奨BBサービス以外の場合
- 当社による設置工事が必要と当社が判断する場合
- お客さまは、当社の設置工事に立ち会わない場合、お客さまが指定する立会人を立ち会わせるものとします。お客さまは、立会人に、設置工事が完了したことを確認する権限を与えるものとします。
- 設置場所が灘島又は山間部の場合、お客さまに交通費をご負担いただくことがあります。その場合、当該交通費は工事施工会社にお支払ください。
- 当社が行う設置工事は、フェムトセル機器等を設置し電源を入れ、フェムトセル機器に電波を放射させるために必要最小限の、当社所定の作業までとします。当社は、固定用具によるフェムトセル機器等の固定、固定具等を利用した配線固定、モール等による配線処理等を行わないものとします。
- 第1項第1号の場合、当社は、前項の設置工事に加え、フェムトセル機器を柱又は壁面等にワイヤーコード等の固定用具により固定するものとします。

第10条（運用者の届出、運用者への説明等）

当社は、フェムトセル小型基地局の設置場所住所を、無線局の免許申請又は開設届出のため総務省に届け出るものとします。

- 当社は、電波法第70条の8に基づき、お客さまをフェムトセル小型基地局の運用者として総務大臣に届け出ます（総務大臣に運用者として届け出られた方を以下「運用者」といいます。）。届出に際しては、以下の事項を届け出ます。
 - 氏名（法人の場合は名称）、住所及び電話番号その他連絡先
 - 法人の場合は代表者名及び代表者役職
 - 法人の場合は担当者名、担当者所属部署及び担当者役職
- お客さまが法人の場合、お客さまは、前項第3号の担当者に対し、当社規約「ホームアンテナFT（4G LTE）の運用管理に関する規約」に規定するフェムトセル小型基地局に関する遵守事項及び禁止事項、並びに違反した場合に科せられる罰則の内容を予め説明するものとします。
- お客さまは、フェムトセル小型基地局の運用を第三者に行わせようとする場合、当該第三者に対し、当社規約「ホームアンテナFT（4G LTE）の運用管理に関する規約」に規定するフェムトセル小型基地局に関する遵守事項及び禁止事項、並びに違反した場合に科せられる罰則の内容を予め説明した上で、当該第三者から、当社規約「ホームアンテナFT（4G LTE）の運用管理に関する規約」につき同意を得るものとします。
- 前項の場合、お客さまは、運用者を当該第三者に変更したい旨を当社に届け出るものとします。当社は、運用者を当該第三者に変更する旨を総務大臣に届け出ます。

第4章 本サービスの提供

第11条（フェムトセル小型基地局経由の通信における制限事項）

フェムトセル小型基地局経由での4G通信サービスには以下の制限事項があります。

- 4G通信サービスのうち一部利用できないサービスがあること。
- フェムトセル小型基地局対応携帯電話機以外の携帯電話機では、全部又は一部のサービスを利用できないこと。
- 通信中に移動し、フェムトセル小型基地局の電波圏外となった場合、当該通信は切断されること。
- 同時に利用できる4G通信サービスの回線数に上限があること。
- フェムトセル小型基地局からの電波がお客さまの設置場所の屋外に届いている場合、屋外にいる第三者が当該フェムトセル小型基地局経由で4G通信サービスを利用する場合があること。
- BBサービスを変更（サービスタイプの変更を含みます。）するとフェムトセル小型基地局経由での4G通信サービスの利用ができなくなる場合があること。
- BBサービスが停止（契約の解約及び解除、障害、設備メンテナンス、IP情報等の設定情報の変更等による停止を含みます。）又は遅延した場合、通信が停止又は遅延すること。
- 周囲の電波状況の変化により通信ができなくなる場合があること。

第12条（フェムトセル機器等の保守）

当社は、フェムトセル機器等を保守、改良又は交換することができるものとします。

第13条（本サービス提供の中止等）

当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、お客さまに告知の上、本サービスの提供を一時停止若しくは中止することができるものとします。ただし、緊急の場合は、告知は不要とします。

- お客さまが、利用契約成立時において第6条（利用契約の承諾）第1項各号のいずれかに該当していたことが判明した場合
- お客さまが第3条（利用契約の申込み）第2項第1号の個人又は第2号の法人として利用契約を締結した場合、申込み時4G契約が終了（解約、強制解約、名義変更（譲渡・承継）、携帯電話番号ポータビリティの実施による他社（特定役務提供事業者を含みます。）への転出など終了理由の如何にかかわらず）したとき。
- お客さまが第3条（利用契約の申込み）第2項第3号の法人として利用契約を締結した場合、フェムトセル小型基地局経由での4G通信サービスの利用が当社所定の基準に満たないとき。
- 当社規約「ホームアンテナFT（4G LTE）の運用管理に関する規約」に基づき当社と運用者との間で締結された契約が終了する場合、ただし後任の運用者がいるときはこの限りではありません。
- 前三号のほか、お客さまが、利用契約成立後、第6条（利用契約の承諾）第1項各号のいずれかに該当する場合
- お客さまが、第12条（フェムトセル機器等の保守）に基づく当社によるフェムトセル機器等の保守、改良又は交換を拒んだ場合
- お客さまが、フェムトセル機器等を設置場所住所以外に移動するなど第15条（禁止事項）で禁止する行為を行った場合
- 前二号に定めるほか、お客さまが本規約に違反した場合
- 当社規約「ホームアンテナFT（4G LTE）の運用管理に関する規約」に従ってフェムトセル機器等が運用及び管理されない場合、その他本規約で引用する規約が遵守されない場合
- 以上各号のほか第22条（利用契約の解除等）に定める解除事由のいずれかに該当する場合
- フェムトセル機器等の移動、保守、改良又は交換等をする場合
- フェムトセル機器等以外の電気通信設備の設置、移動、保守、改良、交換又は撤去等のために必要な場合
- 以上各号のほか、当社が本サービスの提供を一時停止若しくは中止することが必要であると合理的な根拠に基づき合理的に判断した場合

第5章 当事者の責務等

第14条（お客さまの義務）

お客さまは、当社の指示に従い善良な管理者の注意義務をもって、小型基地局設備を運用及び管理し並びにお客さま以外の運用者に運用及び管理させ、フェムトセル小型基地局経由の通信の品質を維持するものとします。

- フェムトセル機器等の運用にかかる電気代等はお客さまの負担となります。
- お客さまは、フェムトセル機器等又はBBサービスに障害が発生した場合、速やかに当社に通知するものとします。
- お客さまは、フェムトセル小型基地局経由の4G通信サービスの利用者に対し、同サービスの制限事項その他重要な告知事項（当該事項に変更があった場合はその変更内容）を説明するものとします。
- お客さまは、電波法その他関係法令を遵守するものとします。

第15条（禁止事項）

お客さまは、次の各号の行為を行ってはならないものとします。

- フェムトセル小型基地局経由で行われる通信等の機密漏洩等を行うこと。
- 小型基地局設備の接続構成及び設定を変更し、フェムトセル小型基地局の近辺に造作することその他の方法により、フェムトセル小型基地局経由の通信の品質を劣化させること。
- フェムトセル機器等の譲渡、転貸、担保設定その他一切の処分を行うこと。フェムトセル機器等（搭載されているソフトウェアを含みます。）を滅失（紛失、盗難等を含みます。）、毀損（シール剥離、削切、着色等の著しい毀損、分解、改変等を含みます。）すること。
- フェムトセル機器等以外の小型基地局設備を毀損し、フェムトセル小型基地局経由の通信の品質を劣化させること。
- フェムトセル機器等を設置場所住所以外に移動させること、及びフェムトセル機器等を日本国外に持ち出すこと。
- フェムトセル機器等を電波状況改善の目的以外で利用すること、フェムトセル機器等を当社が指定する機器以外に接続すること。
- 当社の事前同意なく小型基地局設備の電源を長時間OFFにすること、及び当社の事前同意なくフェムトセル機器の電源のOFF/ON等を行うこと。
- 当社がお客さまに開示した秘密情報を、第三者に開示すること。
- お客さまは、前項各号に該当する行為のほか、フェムトセル機器に係る一切の操作を第三者（運用者を除きます。）に行わせてはならないものとします。
- お客さまが、前二項に違反した場合、電波法、有線電気通信法等の法令に基づき懲役又は罰金に処せられることがあります。

第16条（損害賠償）

お客さまが、本規約に違反する行為を行い当社に損害が発生した場合、当社にお客さまにその賠償を請求することができるものとします。

第17条（責任の範囲）

当社は、利用契約に起因して（フェムトセル機器等の使用、滅失、毀損及び復旧の遅延に起因する場合、並びに工事等に起因する場合を含みます。）お客さまに生じた損害（設置場所となる建物及び当該建物にある家財を含みます。）については、当社に故意又は重過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。

- 前項にかかわらず、お客さまと当社との間の利用契約が消費者契約法に定める消費者

契約となる場合、当社は、当社の過失（重過失を除きます。）による債務不履行責任または不法行為責任については、逸失利益その他の特別の事情によって生じた損害を賠償する責任を負わず、通常生ずべき損害の範囲内で損害賠償責任を負うものとします。

3 当社は、以下の各号のいずれかに該当する事由によりお客さまが被った損害について、当社が債務不履行責任又は不法行為責任を負う場合を除き、賠償する責任を負わないものとし、

- (1) 地震、洪水、火災等の天災、停電その他不可抗力な原因による場合
- (2) 当社以外の者がフェムトセル機器等を不適切に使用し又は管理したことによる場合
- (3) 当社が本規約及び本規約で引用する当社規約に基づき権利を行使し義務を履行したことによる場合
- (4) お客さまが本規約及び本規約で引用する当社規約に基づく義務を履行しなかった場合
- (5) 第11条（フェムトセル小型基地局経由の通信における制限事項）による場合

第6章 料金等

第18条（利用料金）

本サービスの利用に係る料金は発生いたしません。ただし当社は、お客さまに3ヶ月前に告知することにより、本サービスの利用料金を有料とし又は金額変更することができるものとします。

2 利用契約で別途定める場合を除き、お客さまと当社は、利用契約が定める義務の履行費用を各自負担するものとし、名目や内容の如何を問わず、利用契約に関連する対価を相手方に請求できないものとします。

第19条（支払方法）

当社は、お客さまに対して、本サービスの利用料金（前条第1項但書により発生する場合に限ります。）、違約金及び修理費（第24条第2項で定義します。）並びにこれにかかる消費税及び地方消費税相当額（以下「料金等」といいます。）、を、当社所定の方法により請求することがあります。

- 2 お客さまは、請求書記載の支払期限、支払方法等に料金等を支払うものとします。
- 3 お客さまが第3条（利用契約の申込み）第2項第1号及び第2号に該当する場合、当社は、4G通信サービス料金の請求方法に準じて料金等を請求する場合があります。この場合当該お客さまは、4G通信サービス料金の支払期限及び支払方法等に準じて料金等を支払うものとします。当該お客さまがお支払になった金員は、4G通信サービス料金に優先して料金等に充当されます。
- 4 前項の場合において、お客さまが特定役務提供事業者の契約者である場合は、当社は当該特定役務提供事業者が料金等の請求及び回収を委託することがあります。

第20条（延滞利息）

お客さまは、料金等を期限までにお支払いいただけない場合、期限の翌日を起算日として支払日までの日数について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社に支払うものとします。

第7章 利用契約の終了等

第21条（利用契約の解約、本サービスの廃止）

お客さまは、当社所定の方法により当社に申し入れることにより、利用契約を解約することができます。

2 当社は、3ヶ月前までに当社所定の方法によりお客さまに告知することにより、本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとします。

第22条（利用契約の解除等）

当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、催告なしに利用契約を解除又は本サービスの停止をすることができるものとします。

- (1) お客さまが、利用契約成立前において第6条（利用契約の承諾）第1項各号のいずれかに該当していたことが判明した場合
- (2) お客さまが第3条（利用契約の申込み）第2項第1号の個人又は第2号の法人として利用契約を締結した場合で、申込時4G契約が終了したとき（解約、強制解約、名義変更（譲渡・承継）、携帯電話番号ポータビリティの実施による他社（特定役務提供事業者を含みます。）への転出など終了理由の如何にかかわらず。）。
- (3) お客さまが第3条（利用契約の申込み）第2項第2号の法人として利用契約を締結した場合であり、かつ設置場所がお客さまの役員又は従業員の居住を目的とした建物の場合で、お客さまが第25条第2項の通知を当社にしたとき。
- (4) お客さまが第3条（利用契約の申込み）第2項第3号の法人として利用契約を締結した場合、フェムトセル小型基地局経由での4G通信サービスの利用が当社所定の基準に満たないとき。
- (5) 当社規約「ホームアンテナFT（4G/LTE）の運用管理に関する規約」に基づき当社と運用者との間で締結された契約が終了する場合。ただし後任の運用者がいるときはこの限りではありません。
- (6) 前四号のほか、お客さまが、利用契約成立後、第6条（利用契約の承諾）第1項各号のいずれかに該当する場合
- (7) お客さまが、第12条（フェムトセル機器等の保守）に基づく当社によるフェムトセル機器等の保守、改良又は交換を拒んだ場合
- (8) お客さまが、フェムトセル機器等を設置場所住所以外に移動するなど第15条（禁止事項）で禁止する行為を行った場合
- (9) 前二号に定めるほか、お客さまが本規約に違反した場合
- (10) 当社規約「ホームアンテナFT（4G/LTE）の運用管理に関する規約」に従ってフェムトセル機器等が運用及び管理されない場合、その他本規約で引用する規約が遵守されない場合
- (11) 当社が工事等のためにお客さまに連絡を發した場合、相当期間内に、お客さまと連絡が取れないとき又は工事等予定日が確定しないとき。当社が利用状況確認のためお客さまに連絡を發した場合、相当期間内に、お客さまと連絡が取れないとき。
- (12) お客さまが、強制執行、仮差押等の保全処分を受けた場合
- (13) お客さまが、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始又はその他の法的倒産手続開始を申立て、又は申立てられた場合

(14) お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力に該当することが判明した場合

- (15) その他、当社が必要と判断した場合
- 2 BBサービスが解除、契約変更等（BBサービスについて、契約住所変更又はフェムトセル小型基地局設置基準を満たさないサービスヘッパ変更された場合を含みます。）された場合、利用契約は終了するものとします。
- 3 フェムトセル機器等送付後、一定期間以上フェムトセル機器等が設置されない場合及び、一定期間以上電波が停波された場合、利用契約は終了するものとします。ただし、お客さまより、届け出があり当社が承諾した場合を除きます。

第23条（撤去工事等）

お客さまは、利用契約が終了した場合、フェムトセル機器等を速やかに当社に返却するものとします。

- 2 第9条（設置工事及び費用）第1項から第3項を、撤去工事の場合に準用します。
- 3 当社が行う撤去工事は、フェムトセル機器等の撤去（設置工事時にフェムトセル機器を固定した場合に固定用具の撤去も含みます。）までとし、その他の原状回復は行わないものとします。

第24条（フェムトセル機器の滅失、紛失、盗難及び修理等）

フェムトセル機器等の滅失、紛失、盗難等の事由によりフェムトセル機器等の返却が不可能な場合、お客さまが前条第1項に反し、利用契約終了後一定期間が経ってもフェムトセル機器等が当社に返却されない場合又は、第15条第1項第3号、第5号、もしくは第6号のいずれかに該当する行為を行った場合、当社は、お客さまに対し、別表「違約金」に定める金額を請求できるものとし、お客さまは当社が別途定める方法にて当該金額を支払うものとします。

- 2 フェムトセル機器等又は回線終端装置が、お客さまの責めに帰すべき事由により故障、破損等した場合、当社は、お客さまの費用負担にて修理等を行うものとします。なお、修理等の負担金額（以下「修理費」といいます。）は、実費にて請求するものとし、「違約金」に定める金額を上限とします。お客さまは当社が別途定める方法にて当該金額を支払うものとします。

第8章 雑則

第25条（届出事項の変更）

お客さまは、利用契約に関連して当社に届け出た事項に変更があった場合には、速やかに当社所定の方法により変更内容を当社に届け出るものとします。ただし、利用契約成立時に届け出た設置場所その他当社所定の事項は変更できないものとします。

- 2 第3条第2項第2号のお客さまが、お客さまの役員又は従業員の居住を目的とした建物を設置場所として利用契約を締結した場合、当該役員が退任し又は当該従業員が退職したときは、お客さまは当社に当該役員の退任又は当該従業員の退職があった旨を通知するものとします。
- 3 当社は、必要と判断した場合には、本人確認書類等変更内容を証する書類等の提示を求めることができるものとします。

第26条（通知）

当社は、利用契約に関してお客さまに通知する必要がある場合には、お客さまが当社に届け出た住所、電話番号、メールアドレスその他の連絡先に対して、書面送付、電話又はメール等の方法で通知するものとします。

2 前項の通知は、通常その到達すべきときにお客さまに到達したものとみなします。

第27条（パーソナルデータの取り扱い）

当社は、お客さまのパーソナルデータを「プライバシーポリシー」に定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲において取り扱うこととします。

2 当社は、前項のほか、以下の目的の遂行に必要な範囲において、お客さまのパーソナルデータを自ら利用し、又は共同利用するものとします。

- (1) 工事等のために必要なご連絡、訪問
- (2) 無線線の免許申請又は開設届出及び、運用者変更届けのための総務省への情報提出
- (3) BBサービスの契約情報確認のために必要なお客さまご契約のブロードバンド事業者への契約情報確認
- (4) フェムトセル小型基地局の保守や障害対応等のためのお客さまご契約のブロードバンド事業者への情報提供
- (5) お客さまからのお問い合わせへの対応、当社サービスの利用に関する手続のご案内や情報の提供等のお客さまサポート
- (6) 本サービスの利用料金（第18条第1項但書により発生する場合に限ります。）及び違約金の請求
- (7) お客さまサービス向上に寄与する情報の提供
- (8) フェムトセル小型基地局の保守や障害対応等のサポート業務
- (9) その他フェムトセル小型基地局の設置及び運用管理に必要な業務
- 3 当社は、BBサービスが第三者名義で開通されている場合に、当該第三者から、フェムトセル小型基地局の設置に関する問い合わせがあった場合、当該問い合わせへの対応を目的として、お客さまのフェムトセル小型基地局の設置状況を当該第三者にお知らせする場合があります。
- 4 当社は、第10条第2項に定める運用者の登録を目的として、お客さまの氏名（法人の場合は名称、代表者名及び代表者役職）、住所、電話番号、連絡先（法人の場合のみ担当者所属部署、担当者役職名、及び担当者名）等の情報を総務省に提出いたします。
- 5 当社は、フェムトセル機器等の設置を目的として、BBサービスを提供する事業者以下

第28条（権利義務の譲渡等）

6 パーソナルデータの取り扱いに関して、本規約の内容と「プライバシーポリシー」の内容に矛盾が生じる場合は、本規約の規定が優先して適用されるものとします。

お客さまは、利用契約上の権利若しくは義務又は地位の全部又は一部を第三者に譲渡、担保設定その他の処分をすることはできないものとします。

第29条 (存続条項)

第16条（損害賠償）、第17条（責任の範囲）、第20条（延滞利息）、第23条（撤去工事等）、第24条（フェムトセル機器の滅失、紛失、盗難及び修理等）、第30条（準拠法）及び第31条（合意管轄）は、利用契約終了後においても効力を有するものとします。

第30条 (準拠法)

利用契約に関する準拠法は、日本法とします。

第31条 (合意管轄)

利用契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所及び東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

- (2017年3月7日制定)
- (2017年3月17日改定)
- (2017年8月1日改定)
- (2017年12月6日改定)
- (2018年7月4日改定)
- (2018年8月1日改定)
- (2018年9月12日改定)
- (2019年12月10日改定)
- (2021年4月19日改定)
- (2021年11月1日改定)
- (2021年12月1日改定)
- (2022年4月12日改定)
- (2023年4月18日改定)

別表

◆BBサービス

推奨BBサービス

＜IPv6 +IPv4 接続方式＞

事業者名	サービス名	サービスタイプ	
推奨ブロードバンド回線事業者	東日本電信電話株式会社 (インターネットサービスプロバイダーがソフトバンク株式会社の場合に限る)	フレッツ 光ネクスト	ファミリータイプ
			ファミリー・ハイスピードタイプ
			マンションタイプ
			マンション・ハイスピードタイプ
			ギガファミリー・スマートタイプ
			ギガマンション・スマートタイプ
			ファミリー・ギガラインタイプ
			マンション・ギガラインタイプ
	西日本電信電話株式会社 (インターネットサービスプロバイダーがソフトバンク株式会社の場合に限る)	フレッツ 光ネクスト	ファミリータイプ
			ファミリー・ハイスピードタイプ
			ファミリー・スーパーハイスピードタイプ 集
			マンションタイプ
			マンション・ハイスピードタイプ
			マンション・スーパーハイスピードタイプ 集
			ファミリー・スーパーハイスピードタイプ 集
			マンション・スーパーハイスピードタイプ 集
	光コラボレーションモデル事業者 (ソフトバンク株式会社に限る)	光コラボレーションモデル (サービス名は、光コラボレーションモデル事業者ごとに定められるものとします。)	ファミリータイプ
			ファミリー・ハイスピードタイプ
			ファミリー・スーパーハイスピードタイプ 集
			マンションタイプ
			マンション・ハイスピードタイプ
			マンション・スーパーハイスピードタイプ 集
			ギガファミリー・スマートタイプ
			ギガマンション・スマートタイプ
			ファミリー・ギガラインタイプ
			マンション・ギガラインタイプ

◆違約金 (利用規約違反による)

機器	金額
フェムトセル機器等	フェムトセル機器 (4G LTE) 13,000円 (課税対象外)
	光BBユニット 18,000円 (課税対象外)